

企画提案募集要領

1 募集内容

- (1) 委託事業名 EUにおける狭山茶プロモーション等業務
- (2) 業務内容 別添「EUにおける狭山茶プロモーション等業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和3年3月12日（金）まで
- (4) 委託費の限度額 5,667,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募資格の要件

次の要件を全て満たしている法人とする。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

エ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者

オ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

(2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 業務全体スケジュール（暫定）

- (1) 企画提案募集開始 6月19日（金）
- (2) 質問受付期間 6月19日（金）～6月24日（水）
- (3) 質問に対する回答 6月26日（金）
- (4) 企画提案参加申込書提出期限 6月30日（火）
- (5) 企画提案書の提出期限 7月9日（木）
- (6) 委託候補者審査委員会実施 7月中旬（予定）
- (7) 審査結果の通知 7月下旬（予定）
- (8) 委託契約の締結 7月下旬（予定）
- (9) 事業実施 7月下旬～令和3年3月

4 企画提案参加申込書の提出

本事業の業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、6月30日（火）までに「企画提案参加申込書（様式1）」を持参又は郵送若しくはE-Mailで提出すること。

<提出先>

埼玉県農林部農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当

※ 「11 問い合わせ先及び書類の提出先」を参照。

5 質問事項の受付

(1) 受付期間

令和2年6月19日（金）～6月24日（水）午後4時まで

(2) 提出方法

質問事項は、「企画提案募集要領の内容等に関する質問書（様式2）」に質問内容を記載の上、E-mail 又はFAXにて農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当宛て送付すること。

なお、簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

E-mail : a4105-05@pref.saitama.lg.jp

FAX : 048-830-4830

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、農業ビジネス支援課ホームページに掲載する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア EUにおける狭山茶プロモーション等業務委託企画提案書（様式3）

企画提案の様式は任意とするが、別紙「EUにおける狭山茶プロモーション等業務委託仕様書」に基づいてA4版片面で作成すること。

イ 実施体制及びスケジュール（様式任意）

国内及び海外の実施体制について記載し、協力会社等がいる場合は、実施体制に記載すること。

ウ 法人概要調書（様式4）

エ 応募者の実績を示す資料（様式5）

過去2年以内に国又は地方公共団体と契約し、本業務委託の内容に類似した業務を実施した実績がある場合、その成果物も含む

オ 見積書（様式任意）※算出根拠を明示すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

(4) 提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

※ 「11 問い合わせ先及び書類の提出先」を参照。

(5) 提出期限

7月 9日 (木)

(6) 応募書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

ウ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りでない。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者負うものとします。

(7) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

ウ 本業務委託に係る説明会は開催しない。

エ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、農業ビジネス支援課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書(様式任意)に記載のうえ提出すること。

7 委託候補者の選定方法

「業務委託候補者選定委員会(以下「選定員会」という。)」において提出された企画提案書等に基づき書面により開催し、提案内容を総合的に審査し、1者を委託候補者として選定する。

また、書面による審査にあたって、選定員会から企画提案書提出者へ質問を行う場合がある。その場合、選定委員会からの質問について速やかに回答すること。

(1) 評価方法

企画提案書、見積書等について、評価基準に基づき委員の意見(採点等)を聴収した上で評価する。

(2) その他

次の事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 契約の相手方の決定方法

業務内容に関する細目事項等について、契約先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどして委託契約書を締結する。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

選定後であっても、契約予定者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

また、契約先候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に契約先候補者に事故ある場合等は、契約先候補者との契約を行わず、次順位の者と協議を行う。

9 審査結果の通知

7月下旬（予定）に選考結果を応募者宛て通知するとともに、受託者の名称を埼玉県のホームページで公表する。

10 契約方法

契約予定者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は、随意契約により契約を締結する。

11 問い合わせ先及び書類の提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

TEL：048-830-4106 FAX：048-830-4830

Email：a4105-05@pref.saitama.lg.jp